

肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方
肝炎ウイルスによる慢性肝疾患で療養中の方 へ

肝炎精密検査費用助成のご案内

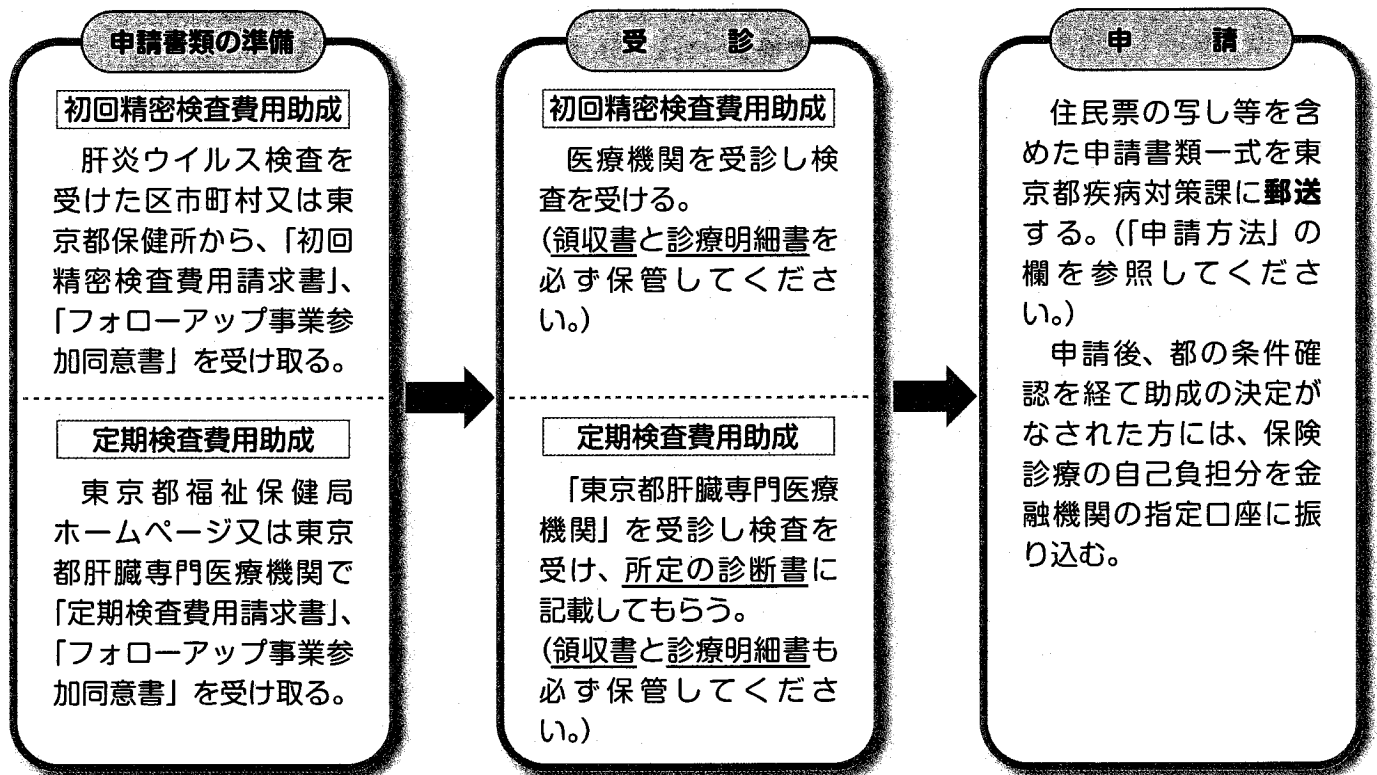
(東京都ウイルス性肝炎重症化予防推進事業)

平成26年10月20日より受付開始

肝炎精密検査費用助成とは

区市町村又は東京都保健所が実施した肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方、肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中の方を対象に、医療機関で精密検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成します。

申請の流れ



お問い合わせ先 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 電話 03-5320-4471
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>

申請方法

申請書類を揃えて、下記に**郵送**してください。

年度内の検査の**最終**請求期限は、**翌年度の4月20日**(消印有効)です。

切り取ってお手持ちの封筒に貼り、切手を貼って投函してください。



〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局保健政策部

疾病対策課疾病対策係 1

 東京都福祉保健局

初回精密検査の費用助成を受けるには

対 象 者	以下の全ての要件に該当する方 (1)助成申請時に東京都内に住民票のある方 (2)医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者 (3)平成26年4月1日以降に区市町村または東京都保健所が実施した肝炎ウイルス検査を受け、費用助成請求日の前1年以内に陽性と判定された方 (4)定期的な状況確認の連絡(フォローアップ)を受けることに同意した方
助成対象費用	初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び血液検査、超音波検査費用として東京都が認めた費用。(医師が真に必要と判断したものに限る。)
助 成 回 数	1回
対象となる検査	肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査 (1) 血液形態・機能検査 (5) 肝炎ウイルス関連検査 (2) 出血・凝固検査 (6) 微生物核酸同定・定量検査 (3) 血液化学検査 (7) 超音波検査 (断層撮影法(胸腹部)) (4) 腫瘍マーカー
申請に必要な書類	(1)初回精密検査費用請求書(様式3) (2)医療機関の領収書及び診療明細書(レシートやコピーは不可) (3)肝炎ウイルス検査の結果通知書(区市町村・都保健所が実施した検査結果)のコピー (4)対象者の住民票の写し(コピーは不可) (5)フォローアップ事業参加同意書(様式1)
申請する前にチェック!	<input type="checkbox"/> 初めて受ける精密検査です。 <input type="checkbox"/> 平成26年4月1日以降に、区市町村または東京都保健所が実施した肝炎ウイルス検査を受けました。 <input type="checkbox"/> 陽性と判定されてから1年以内の請求です。 <input type="checkbox"/> 前ページ記載の請求期限を過ぎていません。

初回精密検査助成を受けた方は、同じ年度内に受けた定期検査の費用の助成は受けられません。



一連の検査が複数の日にわたった場合、検査日の間隔が1か月の期間内のものであれば一連の検査とみなされますので、まとめて請求してください。(初回精密検査・定期検査とも)

診断書発行にかかる費用は助成されません。定期検査費用よりも、助成を受けるための診断書のほうが高くなると、損をしておきますのでご注意ください。

定期検査の費用助成を受けるには

対 象 者	<p>以下の全ての要件に該当する方</p> <p>(1)助成申請時に東京都内に住民票のある方</p> <p>(2)医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者</p> <p>(3)肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変または肝がん患者の方 (治療後の経過観察の方も含む)</p> <p>(4)定期的な状況確認の連絡(フォローアップ)を受けることに同意した方</p> <p>(5)B型・C型肝炎治療医療費助成の受給中でない方</p> <p>(6)住民税非課税世帯に属する方</p>
助成対象費用	東京都肝臓専門医療機関において実施された検査に係る初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都が認めた費用。(医師が真に必要と判断したものに限る。)
助成回数	年1回(4月から3月までの年度毎に1回)
対象となる検査	<p>(1) 血液形態・機能検査 (5) 肝炎ウイルス関連検査</p> <p>(2) 出血・凝固検査 (6) 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(3) 血液化学検査 (7) 超音波検査 (断層撮影法 (胸腹部))</p> <p>(4) 腫瘍マーカー</p> <p>* 肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる</p> <p>* 各検査において造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象</p>
申請に必要な書類 ※(2)～(5)の書類は コピー不可	<p>(1)定期検査費用請求書(様式4)</p> <p>(2)東京都肝臓専門医療機関の領収書及び診療明細書(レシートは不可)</p> <p>(3)住民票の写し(対象者及び対象者と同一世帯に属する<u>全員</u>の記載のあるもの)</p> <p>(4)地方税法の規定による住民税非課税証明書(上記(3)の<u>全員分</u>)</p> <p>(5)東京都肝臓専門医療機関の肝臓専門医が記載した診断書(様式5)</p> <p>(6)フォローアップ事業参加同意書(別紙様式1)</p>
申請する前に チェック!	<p><input type="checkbox"/> 東京都肝臓専門医療機関で検査を受けました。</p> <p>肝臓専門医療機関については、東京都福祉保健局ホームページで確認してください。 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/iryo_hoken/kanen_senryaku/index.html</p> <p><input type="checkbox"/> 年度内(4月から3月末まで)の検査で初めての請求です。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成26年4月1日以降に受けた定期検査です。</p> <p><input type="checkbox"/> 表紙に記載の請求期限を過ぎていません。</p>



提出する区市町村民税の非課税証明書の年度は
定期検査を受診したのが4月から6月までの方

➔ 前年度分

定期検査を受診したのが7月から3月までの方

➔ 当年度分

となります。

Q1 助成金は、請求書類を提出したらすぐに口座に振り込まれますか？

A1 振り込みまでに概ね2か月かかります。ただし、書類の記載もれや添付書類が不足している場合は、さらに期間がかかる場合があります。振り込みをする前に、決定通知書をお送りします。不承認となった場合も、書面で通知します。

Q3 通常、定期検査と同日の治療に薬剤の処方がありますが、助成を受けたい場合には、医療機関で領収書発行の際に、助成対象の項目と助成対象外の項目を分けてもらわないといけませんか。

A3 領収書等に対象外の項目が含まれている場合もそのまま提出していただいて結構ですので、通常どおり発行してもらってください。

Q2 肝がんの定期検査で、血液検査をA病院で、MRIをBクリニックで行いました。Bクリニックは東京都指定の肝臓専門医療機関ではありません。A病院の分しか請求できませんか？

A2 一連の検査として、A病院の医師の指示で、別のクリニックでMRIやCTを実施した場合は対象となりますので、両方の領収書と診療明細書を添付してください。所定の診断書は、A病院の肝臓専門医にまとめて書いてもらってください。

Q4 フォローアップとは、具体的にどのようなことをやるのですか。

A4 肝炎検査の結果、陽性であった方が確実に医療に繋がるよう、東京都（都保健所を含む）又は区市町村から医療機関の受診状況等の確認を行うことです。必要に応じて年1回程度、調査票を送付したり、電話をかけたりします。検査費用の助成を受けるためには、フォローアップ事業への参加が必須条件となっています。

肝臓専門医療機関など詳しくは

東京都 肝炎対策

検索



登録番号(26)198

肝炎精密検査費用のご案内

平成26年10月発行（平成26年度）

編集・発行 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課疾病対策係

郵便番号 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03 (5320) 4471 (直通)